

第9期（令和6～8年度） 国の見直し例

所得段階	対象者	保険料率①	保険料率②	保険料率③
第1段階	・ 生活保護の受給者 ・ 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・ 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	× 0.26 1,378円	× 0.275 1,458円	× 0.29 1,537円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の人	× 0.47 2,491円	× 0.48 2,544円	× 0.485 2,571円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える人	× 0.68 3,604円	× 0.685 3,631円	× 0.69 3,657円
第4段階	本人が市民税非課税で他の世帯員が課税されていて、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人		× 0.90 4,770円	
第5段階	本人が市民税非課税で他の世帯員が課税されていて、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超える人		基準額 5,300円	
第6段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が120万円未満の人		× 1.2 6,360円	
第7段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人		× 1.3 6,890円	
第8段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人		× 1.5 7,950円	
所得段階	対象者	保険料率A	保険料率B	保険料率C
第9段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が320万円以上410万円未満の人	× 1.7 9,010円	× 1.7 9,010円	× 1.7 9,010円
第10段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が410万円以上500万円未満の人	× 1.8 9,540円	× 1.9 10,070円	× 1.9 10,070円
第11段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が500万円以上590万円未満の人	× 1.9 10,070円	× 2.1 11,130円	× 2.1 11,130円
第12段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が590万円以上680万円未満の人	× 2.0 10,600円	× 2.3 12,190円	× 2.3 12,190円
第13段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が680万円以上の人	× 2.1 11,300円	× 2.4 12,720円	× 2.6 13,780円